

自動車と自転車の

「あぶない!!」

をなくすために…

自動車等^{※1}と自転車等^{※2}の接触を防止するため 道路交通法改正!

※1 自動車等…自動車、一般原動機付自転車及びトロリーバス
※2 自転車等…軽車両（自転車を含む）及び特定小型原動機付自転車

自動車等

安全な間隔

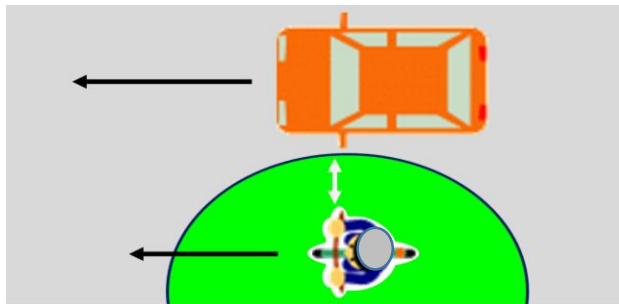
自動車等が自転車等の右側を通過するときは、**できる限り（少なくとも1メートル程度）**間隔を空けましょう。

安全な速度

自転車等と十分な間隔を確保できない場合には、**時速20キロメートルから30キロメートル程度**で運転しましょう。

自転車等

自転車等は、道路の左側端に寄って通行しましょう。



※ 上記はあくまで目安です。交通状況等により異なります。